

知床国立公園管理計画 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">知床国立公園管理運営計画書 令和5年 月 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所</p>	<p style="text-align: center;">知床国立公園管理運営計画書 平成25年4月 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所</p>
<p>1. 国立公園の概況(略)</p> <p>2. 管理の基本方針(略)</p> <p>3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(略)</p> <p>4. 適正な公園利用の推進に関する事項(略)</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6) 自然公園法37条第1項第3号に基づき規制する行為</p> <p><u>知床国立公園においては、ヒグマに対する餌付け、著しい接近、つきまとい等の行為によりヒグマの人慣れが助長されて問題個体を生じさせ、その結果としてヒグマによる公園利用者へのつきまとい及び威嚇行動、車両への接近及び接触、公園利用者の荷物等の収奪、道路に留まることによる渋滞の発生、歩道をはじめとする利用施設の閉鎖など、国立公園の利用に支障を及ぼす事例が多数発生している。このため知床国立公園では、人とヒグマとの離隔距離について、少なくとも50mを超える距離を確保するよう指導する。</u></p> <p><u>また、知床国立公園の特別地域(特別保護地区を含む。)において、自然公園法第37条第1項第3号及び同法施行令第6条並びに「国立公園における利用のための規制取扱要領」(令和4年4月1日環自国発第2204014号自然環境局長通知)の定めるところに基づき、みだりに行うことを規制している「野生動物に餌を与えること」及び「野生動物に著</u></p>	<p>1. 国立公園の概況(略)</p> <p>2. 管理の基本方針(略)</p> <p>3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(略)</p> <p>4. 適正な公園利用の推進に関する事項(略)</p> <p>(1)～(5)(略)</p>

しく接近し、又はつきまとうこと」は、具体的には以下の行為とし、当該行為については自然公園法第 37 条第 2 項に基づき、やめるべきことを指示することができるものとする。本事項は行政手続法第 2 条第 8 号八に規定する処分基準である。

- ・ヒグマに餌を与えること(食料品の入ったリュックサックや釣りによってとった魚をその場に放置するなど、結果としてヒグマに餌を与えることになることが予測される行為を含む。)
- ・ヒグマとの離隔距離が 30m 未満となるまで接近すること
- ・ヒグマとの離隔距離を 50m 未満に保ち、つきまとうこと

上記の行為のうち、以下の場合には「みだりに行うこと」には該当しないため、自然公園法 37 条第 1 項の規制から除外する。

- ・意図せずヒグマとの離隔距離が 30m 未満となるまで接近し又は 50m 未満に保たれた状態となったものの、そのことに気づいて直ちに退避行動を行うなど、故意に行われたものでない場合
- ・住民及び公園利用者の安全確保を目的として行われる場合
- ・鳥獣被害の防止又は希少種の保護管理、学術研究その他公益上の目的で行われる場合

5 . 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 (略)

6 . その他 (略)

5 . 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 (略)

6 . その他 (略)